

○名寄地区衛生施設事務組合指名競争入札参加者指名基準

平成25年3月29日  
訓令第8号

名寄地区衛生施設事務組合（以下「組合」という。）が、指名競争入札参加者を指名するに当たっては、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第7条に基づき、中小企業の受注機会の確保を図るとともに、契約の適正な確保ができる範囲内において構成市町村内業者を優先的に指名することにより、中小企業の発展及び地域経済の活性化を図るものとする。

（指名時における要件）

**第1条** 指名する者は、名寄地区衛生施設事務組合契約規則（平成19年規則第5号）第2条により準用する名寄市契約規則（平成18年名寄市規則第61号。以下「契約規則」という。）第2条に規定する資格を有する者の名簿に登録した者から選考するとともに、指名する時点において次に掲げる要件を満たしていなければならない。

- (1) 過去における組合との契約の履行が誠実であったと認められる者
- (2) 契約の履行が誠実かつ確実と認められる者
- (3) 著しい経営状況の悪化、信用度の低下（地方税の滞納等）の事実がない者
- (4) 法令の規定に基づく許可、認可、免許、登録等を必要とするものにあつては、当該許可、認可、免許、登録等を受けている者
- (5) 特殊な技術、機械器具又は設備を必要とするものにあつては、当該特殊な技術、機械器具又は設備を保有する者
- (6) 履行期間、履行場所等の契約内容を勘案し、一定地域内の者のみを対象として競争に付することが有利と認められるものにあつては、当該一定地域内で営業している者
- (7) 未履行契約高と当該指名競争入札に係る予定契約高とを総合して、経営規模に余裕があると認められる者
- (8) 構成員に暴力団関係者が含まれていないこと。
- (9) 前各号による者のほか、管理者が特に必要と認めた者

（指名入札参加者の指名数）

**第2条** 契約規則第19条による競争入札に付する指名数は「物件及び役務等にあつては3人以上とし、建設工事、設計及び測量等にあつては6人以上」と規定されているが、管理者が特別な事情があると認めるときは、この限りでない。

**附 則** （平成25年3月29日 訓令第8号）

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

